ナイトラン・エキスプレス・アスリートクラブ会則

ナイトラン・エキスプレス・アスリートクラブ 平成16年8月1日 制定

第1章 総 則

第1条(名称)

- (1) クラブの名称は、ナイトラン・エキスプレス・アスリートクラブ (以下「クラブ」と呼ぶ)とする。
- (2) クラブの略称はナイトラン AC とする。

第2条 (本部)

クラブの本部は、代表宅に設置する。

第3条 (目的)

クラブの目的を以下に示す。

- (1) 個人では、現在よりもっと(少しだけ)記録向上を目指し、また心身の 健康に気をつけながら、自由に楽しく練習会や大会に参加し、仲良く走 り続けることを目的とする。
- (2) 社会では、陸上競技を通じて体育・文化に貢献することを目的とする。

第4条 (事業)

このクラブは、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1)練習会、合宿
- (2) 各陸上競技協会などが主催する競技会、行事への参加、協力
- (3) 大阪陸上競技協会への登録
- (4) クラブ内自主活動の企画、運営及び助成
- (5) インターネット、紙面等を利用した情報媒体の企画、運営及び管理
- (6) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

第5条(資格)

クラブは、以下の者を会員とする。

- (1) 会員として自覚を持って活動できる者
- (2) 記録向上を目指し努力する姿勢を持ちながら、楽しく走り続けられることができる者
- (3) 年会費納入者
- (4) その他クラブが認めた者

第6条(入会)

新しく会員となるには、所定の入会届出書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

第7条 (退会)

以下に該当するときには会員の資格を失う。

- (1) 本人から退会の申し出があり、代表がこれを承認したとき
- (2) クラブの名誉を著しく傷つけた者が、運営委員会の決定により退会を通知されたとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 2年連続、ナイトラン AC 会員としての活動継続意思を示さず、かつ会費 の納入を行わなかったとき

第7条の2 (休会)

何らかの理由により長期間にわたり活動できない会員については、本人の申し出により休会することができる。

第3章 運営委員

第8条(運営委員)

クラブには、以下の運営委員をおく。

(1) 代表 1名

(2) 副代表 1名以上

(3) 会計 1名

(4) 会計監査 1名

(5) 広報 1名

(6) マネージャー 若干名

第9条 (運営委員の役割)

各運営委員の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 代表は、クラブを代表するとともに、クラブの事務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐するとともに代表の事故など諸般の事情があると きに、その職務を代行する。
- (3) 会計は、会費の徴収、管理にあたるとともに、総会時に予算及び会計報告を行う。
- (4) 会計監査は、会計年度毎に会計を監査し、代表、副代表に監査報告を行う。
- (5) 広報は、ホームページ及びメーリングリストの管理、運営を行う。 また練習会や大会などの案内を行い、会員への啓発活動を行う。
- (6) マネジャーは、クラブ行事の運営補佐や競技会への団体エントリー等を 行い、クラブ行事の運営及び事務が円滑に進めるための活動を行う。

第10条 (運営委員の選出)

運営委員は、以下の方法により選出する。

- (1) 代表及び副代表は、自薦及び他薦による候補者の中から総会の決議において選出される。
- (2) それ以外の運営委員は、代表と副代表が協議の上選出、任命する。

第11条(運営委員の任期)

クラブの運営委員の任期は、以下のとおりとする。

- (1) 運営委員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- (2) 補欠のため就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 増員により就任した運営委員の任期は、他の運営委員の任期満了とともに満了とする。

第4章 会 議

第12条 (会議)

クラブには、以下の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会

第13条(総会)

- (1)総会は毎年3月もしくは4月に開催する。 ただし運営委員会が必要と認めたとき、または会員の1/5以上の申し出 がある時は、臨時総会を開催することができる。
- (2)総会は、全会員をもって構成され、会員の1/2 (委任状を含む)の出席で成立する。
- (3)総会の議長は、基本的に、代表が行う。
- (4) 議案の議決には、出席者の2/3以上の同意を必要とする。
- (5)総会には、書記を設置し、議事録の作成などを担当する。 また議事録を公開することとする。
- (6) 代表は、簡易な議案もしくは緊急を要する議案については、書面やメールで会員に議案を示して賛否を求め、総会に代えることができる。

第14条(運営委員会)

- (1) 運営委員会は年2回以上開催し、事業の計画や、会員からの提案事項及 びクラブの重要事項についての検討などを行う。
- (2) 運営委員会は、代表、副代表、会計、会計監査、広報によって構成され、 運営委員の1/2の出席で成立する。 ただし代表が欠席の場合は、副代表に委任された場合を除き、不成立とす る。
- (3) 運営委員会の議長は、代表もしくは代表に委任された副代表が行い、議事進行する。
- (4) 運営委員会の議決には出席者の過半数の同意を必要とする。ただし可否 同数の場合は、議長がこれを決する。
- (5) 運営委員会には書記を設置し、議事録の作成などを担当する。 また議事録をすべての会員に公開することとする。

第5章 会 計

第15条(会計年度)

クラブの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条(経費)

クラブの経費は、会員からの会費、繰越金及びその他寄付金などによって賄う。

第17条(会費)

(1) 会費は、1人に付き、年間1,500円とする。 また学生からは徴収しない。

なお会計年度途中から入会した者からは、月割り計算した会費を徴収せず(100円未満は切捨て)、明確な理由のある会員に関しては、年会費を徴収しない。

(2) 何らかの理由により長期間にわたり活動できない会員の会費を免除することが出来る。

第18条 (会費の徴収)

当年度の会費は、毎年4月末日までに会計に納めること。

第19条 (会費の返還)

既に納められた会費は、会計年度の途中において如何なる理由があろうとも 返還しない。

第6章 附 則

第20条(慶弔)

会員の慶弔に対して、以下の慶弔金を贈るものとする。

(1) 本人の結婚

10,000円

(2) 第一子の誕生

5,000円

(3) 本人の死亡

10,000円

(4) 地震、火事等の天災が発生したことに寄る被災地への義援金(5,00 0円)を送ることが出来る。

第21条

前条の規定に関わらず、代表が必要と認めたときは慶弔給付を行うことができる。

第22条 (会則の改廃)

本会則の改廃は、総会での承認を必要とする。

第23条 (制定の実施)

本会則は、平成16年8月1日に制定し、実施する。

(改定履歴)

- ○平成17年4月1日 第10,13,15,17,18条 改定
- ○平成23年4月1日第20条(4)及び義援金 追加
- ○平成26年4月27日第7条(4)退会項目の追加、第7条の2(休会) 新設第20条(4)の慶弔項目 削除